

石綿障害予防規則について

- 1 令和2年以降の法改正
- 2 事前調査結果等報告のポイント

- 令和 2 年以降の法改正



法改正の経緯

「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、建築物、工作物及び船舶の解体工事及び改修工事における石綿等へのばく露による健康障害を防止するため、石綿障害予防規則等について所要の改正を行うとともに、改正石綿則に基づく告示の制定を行ったもの。

検討会の目的

建築物の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等については、平成 17 年に施行された石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）等に基づく措置の徹底を図っているところである。

また、平成 26 年 3 月に公示した「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」において、石綿則に基づく事前調査及び隔離の措置に係る留意事項等について規定しているところである。

しかしながら、石綿等が使用されている建築物の老朽化による解体等の工事は、今後も増加することが予想され、現在の技術的知見等も踏まえ、一層の石綿ばく露防止対策等の充実が求められているところである。

このため、建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会を数次にわたり開催し、建築物の解体・改修等におけるばく露防止対策に関する検討を行い、その結果を取りまとめ、石綿ばく露防止対策等の充実に資することとする。

【参考通達】

- ・石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について（令和 4 年 5 月 9 日付け基発第 0509 第 4 号）
- ・石綿障害予防規則の解説について（令和 2 年 10 月 28 日付け基発第 1028 第 1 号）

リーフレット、マニュアルのご紹介

リーフレットに改正の概要、マニュアルに法令に沿った作業手順等が示されています。

改正のポイント

石綿障害予防規則は、令和2年以降、段階的に改正施行されています。

左のリーフレットは、令和2年の改正を踏まえたものですので、今回の説明会では、その後の改正内容（石綿含有製品の輸入、除じん機能付き電動工具の使用等）を追加説明いたします。

右のマニュアルは、法令はもとより、技術的な事項等の法令以上の説明がなされていることから、石綿取扱い作業にあたって、ご一読いただきたいものです。

解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さま (R4.1)

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されています

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶[※]は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。 ※船舶は調製のものに限ります。以下、本資料において同様。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務です
- 建築物及び船舶の事前調査は、厚生労働大臣が定める者に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務です
- 一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査結果等を電子システム（スマホも可）で報告することが義務になります（令和4年4月～）

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務です

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務です
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務です
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務です

写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務です

1

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

令和3年3月

(令和6年2月改正)

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

環境省水・大気環境局環境管理課



石綿障害予防規則等の改正のポイント

令和3年3月31日まで

改正

※下線部分が令和3年4月1日以降の改正内容

レベル1

石綿含有吹付け材



計画届
※十四日前

事前調査
作業計画
掲示

負圧隔離

集じん・排気装置の初回時点検

湿潤な状態にする

マスク等着用

作業主任者の選任

作業者に対する特別教育

健康診断

作業開始前の負圧点検

等

レベル1

石綿含有吹付け材

レベル2

石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材

けい酸カルシウム板1種^{※2}（破碎時）

仕上げ塗材（電動工具での除去時）

レベル3

スレート、Pタイル等
その他石綿含有建材

事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事^{※1}が対象）

計画届（レベル2も計画届）
※十四日前

事前調査

※調査方法を明確化

資格者による調査

調査結果の3年保存、現場への備え付け

作業計画

作業状況等の写真等による記録・3年保存

掲示

湿潤な状態にする

マスク等着用

作業主任者の選任

作業者に対する特別教育

健康診断

負圧隔離

集じん・排気装置の初回時、変更時点検

作業開始前、中断時の負圧点検

隔離解除前の取り残し確認

等

隔離

※負圧は不要

レベル2

石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材



作業届
※工事開始前

レベル3

スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等
その他石綿含有建材



※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事

※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

石綿障害予防規則等の主な改正内容

1 解体・改修工事開始前の調査

- ・ 事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）【* 1】
- ・ 石綿が含有されているとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
- ・ 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設【* 2】
- ・ 事前調査及び分析調査の結果の記録等（記録項目の明確化、3年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等）

2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

- ・ 計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）【* 4】
- ・ 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）【* 3】

3 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

- ・ 隔離・漏洩防止措置の強化（隔離解除前の除去完了確認、集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）

4 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

- ・ けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）
- ・ 仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）

5 その他の作業に係る措置の強化

- ・ 石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等による除去の原則禁止）
- ・ 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化）

6 作業の記録

- ・ 40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加（事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加）
- ・ 作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

7 発注者による配慮

- ・ 事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化

* 1 事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）

改正前後の事前調査

【改正前】

事業者は、次に掲げる作業（略）を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物又は工作物について、**石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査**し、その結果を記録しておくなければならない。

【以前】いずれかの方法で可。

【改正後】 令和3年4月1日～

事業者は、建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。以下「解体等対象建築物等」という。）について、石綿等の使用の有無を調査しなければならない。

2 前項の規定による調査（以下「事前調査」という。）は、解体等対象建築物等の全ての材料について**次に掲げる方法**により行わなければならない。

一 設計図書等の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を確認する方法。ただし、設計図書等の文書が存在しないときは、この限りでない。

二 目視により確認する方法。ただし、解体等対象建築物等の構造上目視により確認することが困難な材料については、この限りでない。

【現在】文書、目視の両方の確認が必要。

* 2 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設

建築物の事前調査

【改正前】

法規制なし。

調査については、石綿作業主任者、特別教育修了者等石綿に関する一定の知識を有している者が行うことが望ましいこと（過去通達）。

【改正後】 令和5年10月1日～

事業者は、事前調査のうち、建築物に係るものについては、前項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。

○解体等の対象により、必要な事前調査者資格が異なります。

一戸建ての住宅及び共同住宅（長屋を含む。）の住戸の専有部分を指し、共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等共用部分）及び店舗併用住宅は含まれない。

建築物（建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程規程の一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く。）

→登録規程に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と**同等**

以上の能力を有すると認められる者 →

令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者

一戸建て住宅等

→上に掲げる者又は登録規程に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

* 2 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設

工作物の事前調査

【改正前】

法規制なし。

調査については、石綿作業主任者、特別教育修了者等石綿に関する一定の知識を有している者が行うことが望ましいこと（過去通達）。

【改正後】 令和8年1月1日～

事業者は、事前調査については、前項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。ただし、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める工作物以外の工作物の解体等の作業に係る事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に係るものに限る。

○対象

- ①石綿等が使用されているおそれが高い工作物の解体等の作業
- ②塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業

【注意】 工作物全てが対象ではない。

* 2 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設

事前調査者資格が必要な工作物等

①石綿等が使用されているおそれが高い工作物の解体等の作業



特定工作物（石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第278号）に掲げる工作物（石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、石綿則第4条の2に規定する事前調査結果の報告対象となる工作物））

（1）特定工作物告示で定める工作物のうち、炉設備、電気設備、配管設備、貯蔵設備等の解体等の作業

→登録規程第2条第5項に規定する**工作物石綿事前調査者**

（2）特定工作物告示で定める工作物のうち、煙突等の建築物と一体となっている設備等の解体等の作業

→工作物石綿事前調査者、**一般**建築物石綿含有建材調査者、**特定**建築物石綿含有建材調査者若しくはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

【一般と特定の違い】

調査することのできる範囲は同じだが、特定は
実地研修や口述試験が加えられ、専門性が増す。

②塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業

特定工作物以外の工作物の解体等の作業

※塗料の剥離のほか、モルタル及びコンクリート補修材（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等が含まれる。

→工作物石綿事前調査者、一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者若しくはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

* 2 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設

特定工作物とは

【前頁（1）に該当】

- 炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備）
- 電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備）
- 配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）

建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、**建築物の一部**。

※上水道管は除く

【前頁（2）に該当】（建築物一体設備等）

- 煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家
- 遮音壁、軽量盛り土保護パネル
- 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板（建築物（建屋）に付属している土木構造物）
- 観光用エレベーター（※）の昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）

建築設備系配管（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管）は**建築物の一部**。

「観光用エレベーター」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第2項第1号「乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（**一般交通の用**に供するものを除く。）」のうち、乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）をいう。

不特定多数の者が自由に利用できるもの。

* 3 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

事前調査者結果等の報告が必要な工事

○対象工事

- ①建築物の解体工事（床面積合計80㎡以上）
- ②建築物の改修工事（請負代金100万円以上）
- ③特定工作物の解体工事又は改修工事（請負代金100万円以上）

※②、③は、床面積換算が困難なため、請負代金基準。

○用語の整理

建築物内に設置されたエレベーター
かご等：工作物
昇降路の壁面：建築物

- ・解体工事：建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事。
- ・改修工事：建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のもの。
- ・建築物：全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含む。
- ・工作物：建築物以外のもので、土地、建築物又は工作物に設置されている又は設置されていた全てのもの。

（例 煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等。）

- 事前調査結果等報告のポイント



石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

目次

	頁
1 石綿に関する基礎知識.....	1
1.1 石綿の物性等.....	1
1.2 石綿の生産・使用.....	4
1.3 環境中の石綿濃度.....	8
1.4 石綿の健康影響.....	11
2 関係法令の解説.....	14
2.1 石綿に係る法規制の変遷.....	14
2.2 大気汚染防止法.....	17
2.3 労働安全衛生法及び石綿障害予防規則.....	50
2.4 その他の関係法令.....	70
3 用語の定義.....	71
3.1 関係法令の名称.....	71
3.2 建築材料等の定義.....	71
3.3 除去等作業等に関する用語.....	74
4 建築物等の解体等における飛散防止対策.....	78
4.1 石綿飛散・ばく露防止対策の概要.....	78
4.2 作業の一般的手順.....	84
4.3 事前調査.....	89
4.4 作業計画の作成.....	107
4.5 作業実施等の届出.....	112
4.6 事前調査の結果及び作業内容等の掲示.....	118
4.7 石綿含有吹付け材等の切断等を行う作業に係る石綿飛散防止対策.....	123
4.8 石綿含有保温材等の切断等を行わない除去作業に係る石綿飛散防止対策.....	166
4.9 封じ込め又は囲い込み作業に係る石綿飛散防止対策.....	169
4.10 石綿含有保温材等の切断等を行う作業の特殊な石綿飛散防止対策.....	173
4.11 石綿含有成形板等の除去作業に係る石綿飛散防止対策.....	180
4.12 石綿含有仕上塗材の除去作業に係る石綿飛散防止対策.....	203
4.13 解体等にあたりあらかじめ石綿等を除去することが困難な場合.....	220
4.14 隔離を行う場合の作業場内の漏えい確認.....	221
4.15 石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認及び作業の記録.....	233
5 隔離空間全体からの漏えい確認のための石綿濃度の測定等.....	252
5.1 隔離空間全体からの漏えい確認のための石綿濃度の測定.....	252
5.2 敷地境界（施工区画境界）等における大気濃度測定方法の例.....	253
5.3 総繊維数濃度及び石綿繊維数濃度測定の概要.....	255
6 呼吸用保護具、保護衣.....	258
6.1 保護具等の選定.....	258
6.2 保護具等の取扱い.....	262
7 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務における留意事項.....	271
7.1 労働者を常時就業させる建築物等に係る措置.....	271
7.2 労働者等を建築物等において臨時に就業させる場合の措置.....	273
付録Ⅰ 事前調査の方法	
付録Ⅱ 石綿含有建材の取り残しの例	
付録Ⅲ 大規模工事等における石綿飛散漏えい防止手法	
付録Ⅳ 石綿含有建材除去等工事において注意が必要な工事事例	
付録Ⅴ 作業の順序等が不適切であったと考えられる事例	
付録Ⅵ 参考文献	
付録Ⅶ 石綿関連機関情報	
建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル改訂検討会 委員名簿	

法令を含む施工上の留意事項が記載されている。

内容：飛散・ばく露防止対策
隔離空間からの漏えい確認
呼吸用保護具
事前調査の方法など。

石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

付録 I 事前調査の方法

1. 事前調査の概要

事前調査とは、工事前に建築物等に使用されている建材の石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無しの証明を行うことから始まり、その証明ができない場合は分析調査を行うか、石綿含有とみなすことが基本となる。

建築基準法など各種法律に基づき施工された石綿含有建材以外にも、改修・改造・補修などにより、想定できないような場所に石綿が使用されている場合がある。建材等の使用箇所、種類等を網羅的に把握し的確な判断を行うためには、見落とさないよう注意する必要がある。

事前調査の基本的な流れを図 I-1-1 に示す。

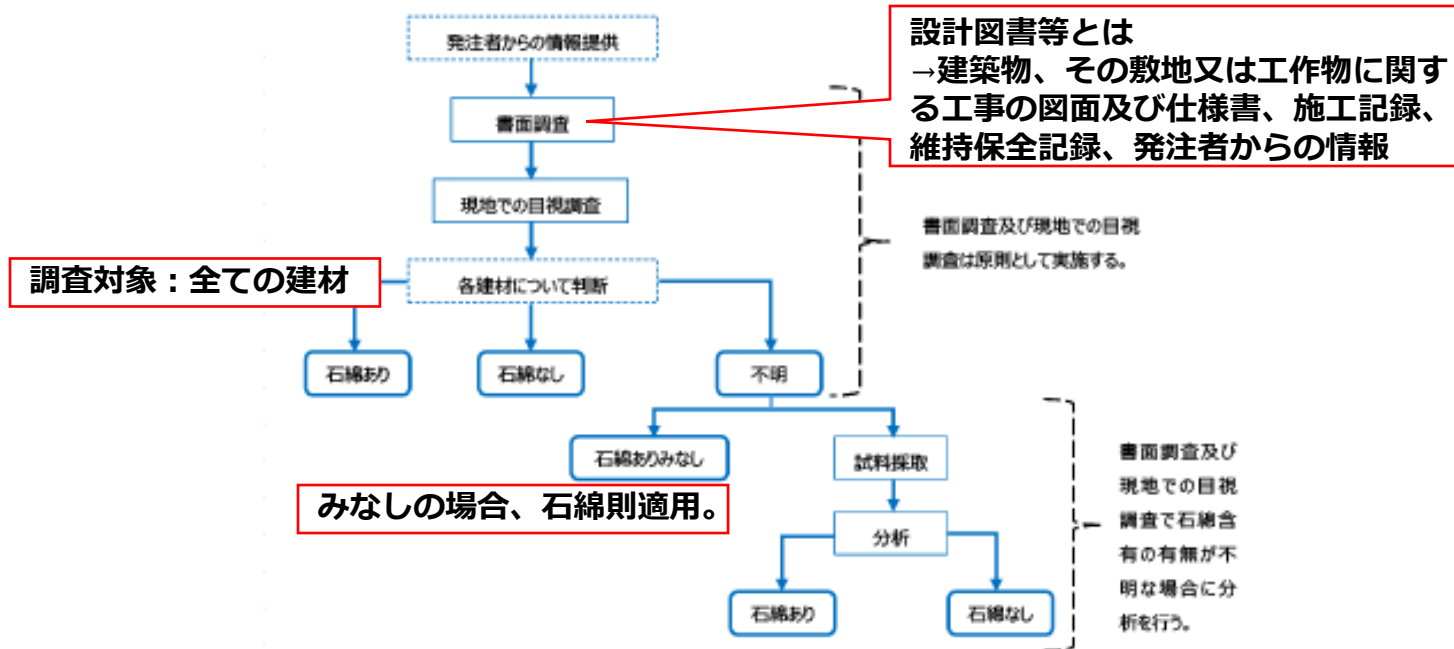
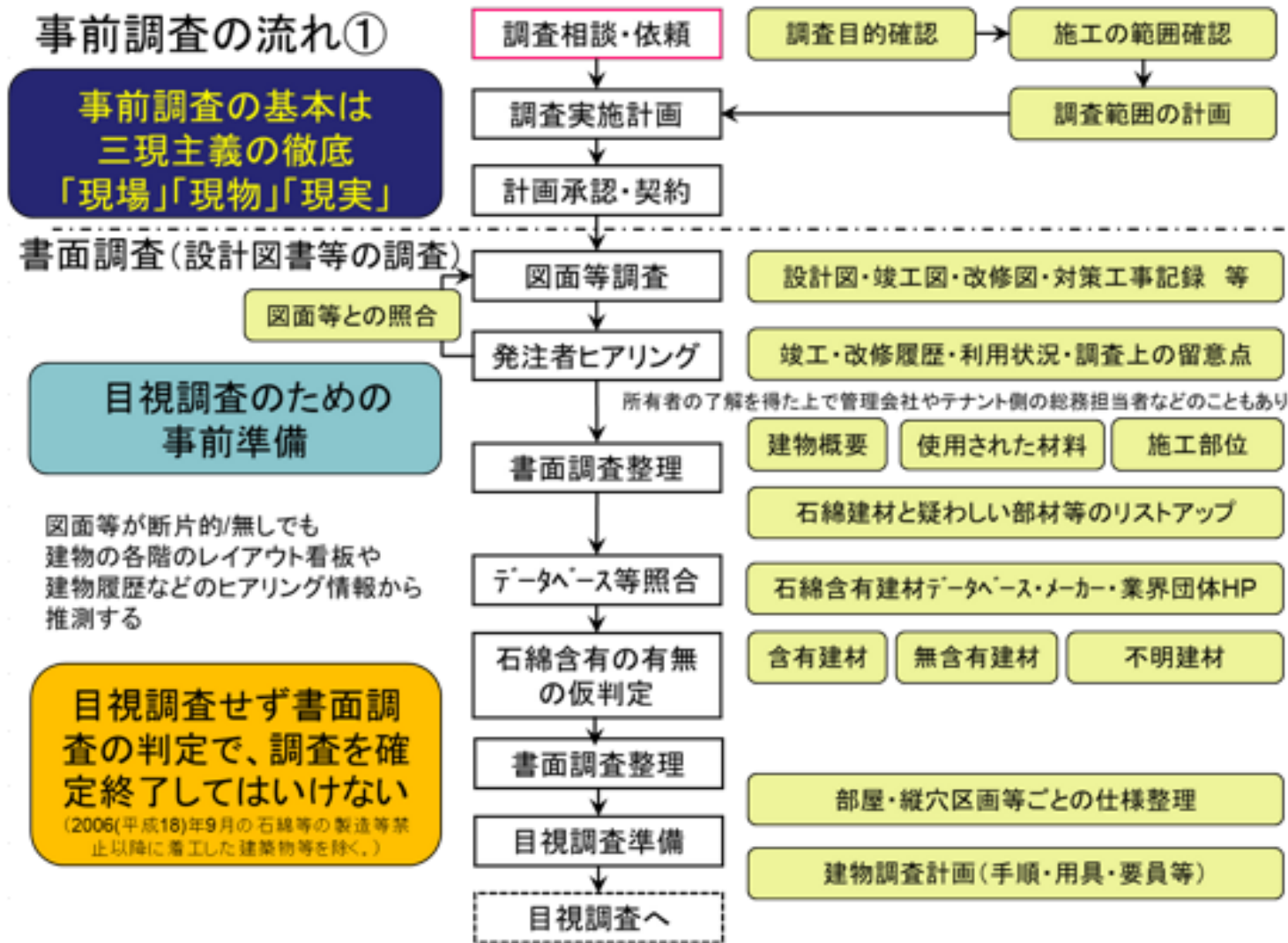


図 I-1-1 事前調査の基本的な流れ

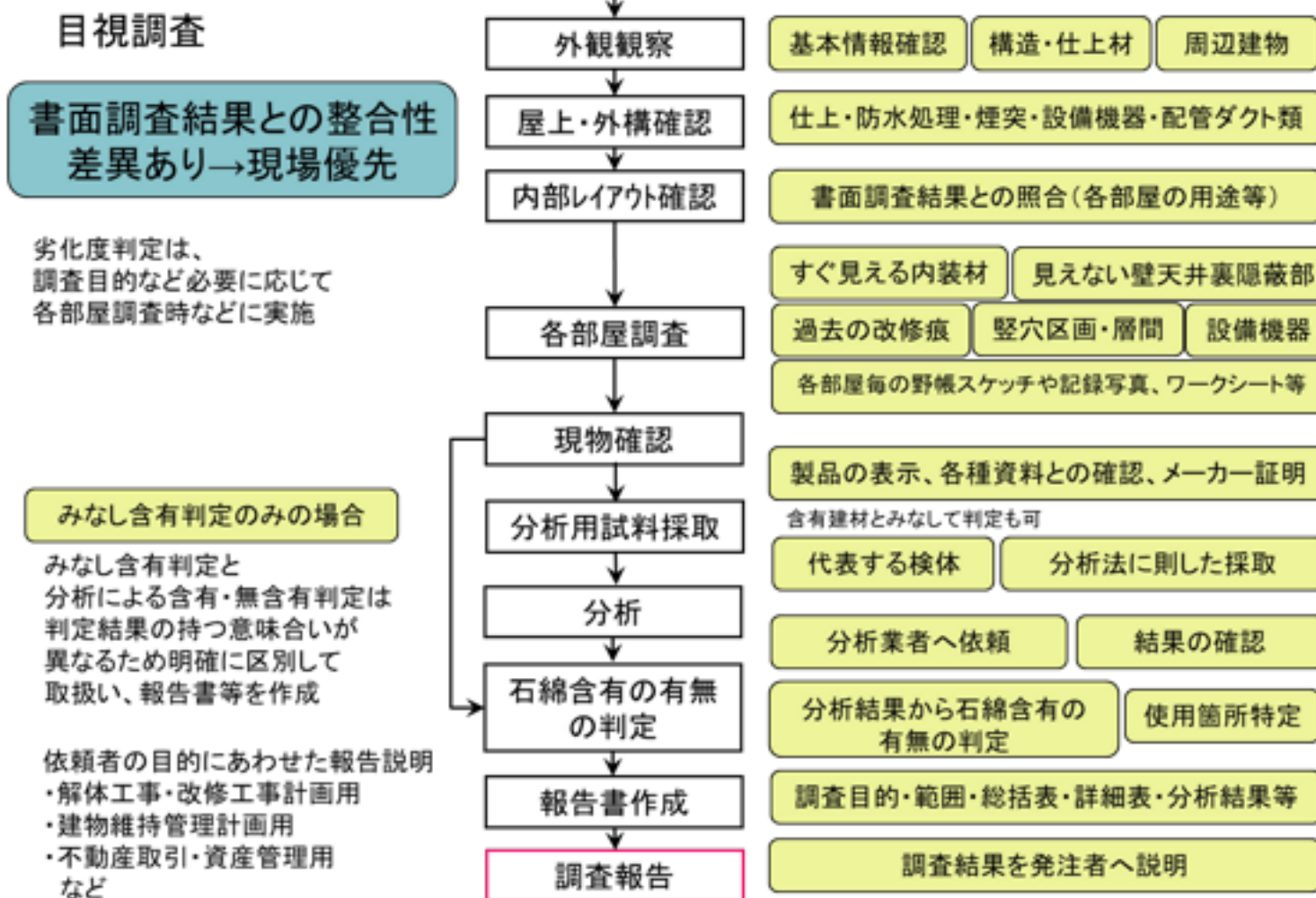
事前調査の流れ（書面調査）



【石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルより引用】

事前調査の流れ（目視調査）

事前調査の流れ②



【石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルより引用】

* 3 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

報告の流れ

石綿 総合情報ポータルサイトTOP



石綿とは



事業者



作業従事者



一般の方



報告システム



改正ポイント



講習会情報



リンク・資料

報告システム

石綿事前調査結果報告システムについて

このページでは、石綿事前調査結果の報告を行うためのシステム（石綿事前調査結果報告システム）に関する情報を掲載しています。

①石綿総合情報ポータルサイトで検索。

②GビズID取得をクリックし、取得。

③報告システムにログインをクリック

【お知らせ(2月25日更新)】

2025年3月17日(予定)のシステム更新に関する情報

■各社独自ツール等により直接CSVファイルを作成し、一括申請をされている場合は、「一括申請用CSVファイル」仕様を独自ツールの改修が必要になります。

下スクロール

報告システムご利用の流れ

1 GビズID取得

石綿事前調査結果報告システムの利用にあたっては、GビズIDが必要となります。
石綿事前調査結果報告システムをご利用の前にIDを上記から取得してください。

2 報告システムにログイン

石綿事前調査結果報告システムは上記からログインしてください。
システムの操作方法や入力項目については、下記「利用マニュアル・基本操作編」や、「利用マニュアル・詳細機能編」を参照ください。

* 3 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

事前調査結果等報告作成時のお願い（その1）

報告義務は元請。

報告時に不備が多い箇所をお知らせします。

電子報告のため、報告入力時点で本様式の確認できませんが、入力後にシステムからダウンロードが可能です。

様式第1号（第4条の2関係）（表面）

事前調査結果等報告

元方事業者に関する事項	事業者の名称		労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号		
	作業場所の住所			工事の名称					
	工事の概要				建築物又は工作物の新築工事の着工日		西暦 年 月 日		
	建築物又は工作物の構造の概要				解体工事又は改修工事の実施期間		西暦 年 月 日～ 年 月 日		
	解体工事を行う床面積の合計		m ²		解体工事又は改修工事の請負金額		③ 円		事前調査の終了年月日
事前調査を実施した者 (作業対象が建築物の場合に限る。以下同じ。)		氏名 ①		分析調査を実施した者		氏名		作業に係る 石綿作業主任者の氏名 ②	
		講習実施機関の 名称							
				事業者の名称		労働保険番号		事業者の住所	
事前調査を実施した者		氏名		分析調査を実施した者		氏名		作業に係る 石綿作業主任者の氏名 ②	
		講習実施機関の名称				講習実施機関の名称			
事業者の名称		労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号			
事前調査を実施した者		氏名		分析調査を実施した者		氏名		作業に係る 石綿作業主任者の氏名	
		講習実施機関の名称				講習実施機関の名称			
事業者の名称		労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号			
事前調査を実施した者		氏名		分析調査を実施した者		氏名		作業に係る 石綿作業主任者の氏名	
		講習実施機関の名称				講習実施機関の名称			
事業者の名称		労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号			
事前調査を実施した者		氏名		分析調査を実施した者		氏名		作業に係る 石綿作業主任者の氏名	
		講習実施機関の名称				講習実施機関の名称			

①事前調査実施者の資格
下請事業者による実施可。
下請実施の場合、元請の欄にも記載。

②石綿作業主任者
裏面で石綿あり又はみなしと判断した場合、石綿作業を行う事業者ごとに選任。
元請が石綿作業を行わない場合は、元請欄は空欄。

③請負金額
未入力が見られます。
建設工事計画届（様式第21号）にも記載欄あり。

* 3 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

事前調査結果等報告作成時のお願い（その2）

報告時に不備が多い箇所をお知らせします。

電子報告のため、報告入力時点で本様式の確認できませんが、入力後にシステムからダウンロードが可能です。

様式第1号（第4条の2関係）（裏面）

作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ①目視 ②設計図書（④を除く。） ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	作業の種類			切断等の作業の有無		作業時の措置 ①負圧隔離、②隔離（負圧なし）、 ③陰陽化、④呼吸用保護具の使用		
	有	みなし	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無			
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④		
保根材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④		
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④		
屋根用折返断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④		
耐火被覆材（吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④		
スレート被板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	/	/	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④		
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
繊維強化石膏スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
バルセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
石膏ボード/ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④

①レベル1、2は計画届
本報告のほか、**建設工事計画を着工日の14日前までに所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。**

②事前調査は、目視+書面
書面が存在しない場合、目視のみで可能ではあるが、可能な限り書面にあたる必要がある。

③切断等とは
切断、穿孔、破碎、研磨等の石綿粉じんが飛散する可能性のある作業です。

④建材の列挙がない場合
その他の材料欄に調査結果を入力してください。

労働基準監督署長 殿

事業者職氏名

- 備考
- 「労働保険番号」の欄は、一括有期事業の場合は当該事業に係る労働保険番号、一括有期事業ではない場合は、各事業者の継続事業に係る労働保険番号を記載すること。
 - 「請負事業者に関する事項」の欄は、当該作業を請け負っている事業者がいる場合に、全ての請負事業者について記入すること。
 - 「請負事業者に関する事項」の「事前調査を実施した者」及び「分析調査を実施した者」の欄は、元請事業者に関する事項と同一となる場合は、同様に記載すること。
 - 「建築物又は工作物の構造の概要」の欄は、階数等の規模及び構造等の概要を簡潔に記入し、耐火建築物又は準耐火建築物に該当する場合はその旨も記入すること。
 - 「解体工事を行う床面積の合計」の欄は、建築物の解体工事に該当する場合に記入すること。なお、建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事をいうこと。
 - 「解体工事又は改修工事の請負金額」の欄は、建築物の改修工事又は工作物の解体工事若しくは改修工事に該当する場合に記入すること。
 - 「講習実施機関の名称」の欄は、事前調査を実施した者が一般社団法人日本アスベスト調査診断協会登録者である場合には、その旨を記入すること。
 - 「作業に係る石綿作業主任者の氏名」の欄は、石綿使用建築物等解体等作業がある場合に必ず記入すること。なお、届出時点で未選任の場合は、選任予定者を記入すること。
 - 裏面の記載は、請負事業者がいる場合は、請負事業者に請け負わせる作業に係るものも含めて、作業対象の材料に該当するもの全てについてまとめて記入すること。
 - 「石綿使用の有無」の欄は、石綿を含有しているものとみなす場合は、「みなし」に記入すること。
 - 「石綿使用なしと判断した根拠」の欄は、①から⑤までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。
 - 「切断等の作業の有無」の欄は、材料の切断、破碎、穿孔、研磨等を行う作業の有無について記入すること。
 - 「作業時の措置」の欄は、届出の時点で予定している措置を記入すること。また、①から④までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。
 - 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

* 4 計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）

レベル1、2の計画届に添付する書類は、労働安全衛生規則に定められています。

届け出は、石綿除去作業の14日以上までに行ってください。

添付書類①

1. 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面

- ・ 工事区域を示した地図（道路、周囲の建物、人家等を含む）
- ・ 工事場所の平面図
- ・ 隣接する工区との関係 等

2. 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面

- ・ 解体等を行う建設物等の平面図、立面図及び断面図

3. 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面

- ・ 集じん・排気装置の構造、性能、設備図等（算定根拠を含む） ←作業空間を1時間に4回以上換気。
- ・ 清掃作業用機械の構造、性能等【真空掃除機】
- ・ 薬剤塗布用機械の概要【エアレススプレーヤー】
- ・ 洗身設備及び更衣設備図【セキュリティルーム】
- ・ 労働者等への掲示例【事前調査結果は近隣住民等が見える位置（A3以上）】 等

* 4 計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）

レベル1、2の計画届に添付する書類は、労働安全衛生規則に定められています。

届け出は、石綿除去作業の14日以上までに行ってください。

添付書類②

4. 工法の概要を示す書面又は、図面

- ・ 除去処理工法の概要（作業場所の隔離方法、天井等の作業の場合の足場の確保方法を含む）
- ・ 施工フロー図
- ・ 粉じんの発散抑止【飛散防止剤、飛散抑制剤（必要量計算）】
- ・ 工事に使用した工具、設備等の清掃、管理の方策
- ・ 除去処理後の廃棄物管理方法（下請運搬許可、処分場への運搬経路含む。）
- ・ 足場を使用する場合はこの組立図（概要）等【墜落防止、物体落下の措置】

5. 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

- ・ 安全衛生管理計画 ・ 安全衛生管理体制及び施工体制
- ・ 緊急時対策及び連絡体制 ・ 機械、設備等の保守・点検方法
- ・ 作業記録に関する事項（記録様式、保存年限の確認等）
- ・ 保護具【マスク以外にも、保護衣、手袋、シューズカバー等が必要】等

* 4 計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）

レベル1、2の計画届に添付する書類は、労働安全衛生規則に定められています。

届け出は、石綿除去作業の14日以上までに行ってください。

添付書類③

6. 工程表

- ・作業工程表【立合希望日時を記載】

7. その他（必要に応じ）

- ・解体の建築物、構造及び現場の状況から、確認を必要とする事項等
（例:第三者の立ち入り禁止の具体的な対策等）
- ・石綿の事前調査結果（分析結果等）の写し
- ・石綿健康診断の受診状況
- ・各種資格等の写し（石綿作業主任者、建築物石綿含有建材調査者、分析調査者、特別教育終了証等）

【配管エルボが石綿保温材で覆われている場合】

石綿非含有部分での切断（フランジ部分の取外し）であっても、届け出が必要。

配管から保温材を除去していないが、建築物等から石綿保温材を取り除くため、法令の「除去」にあたる。